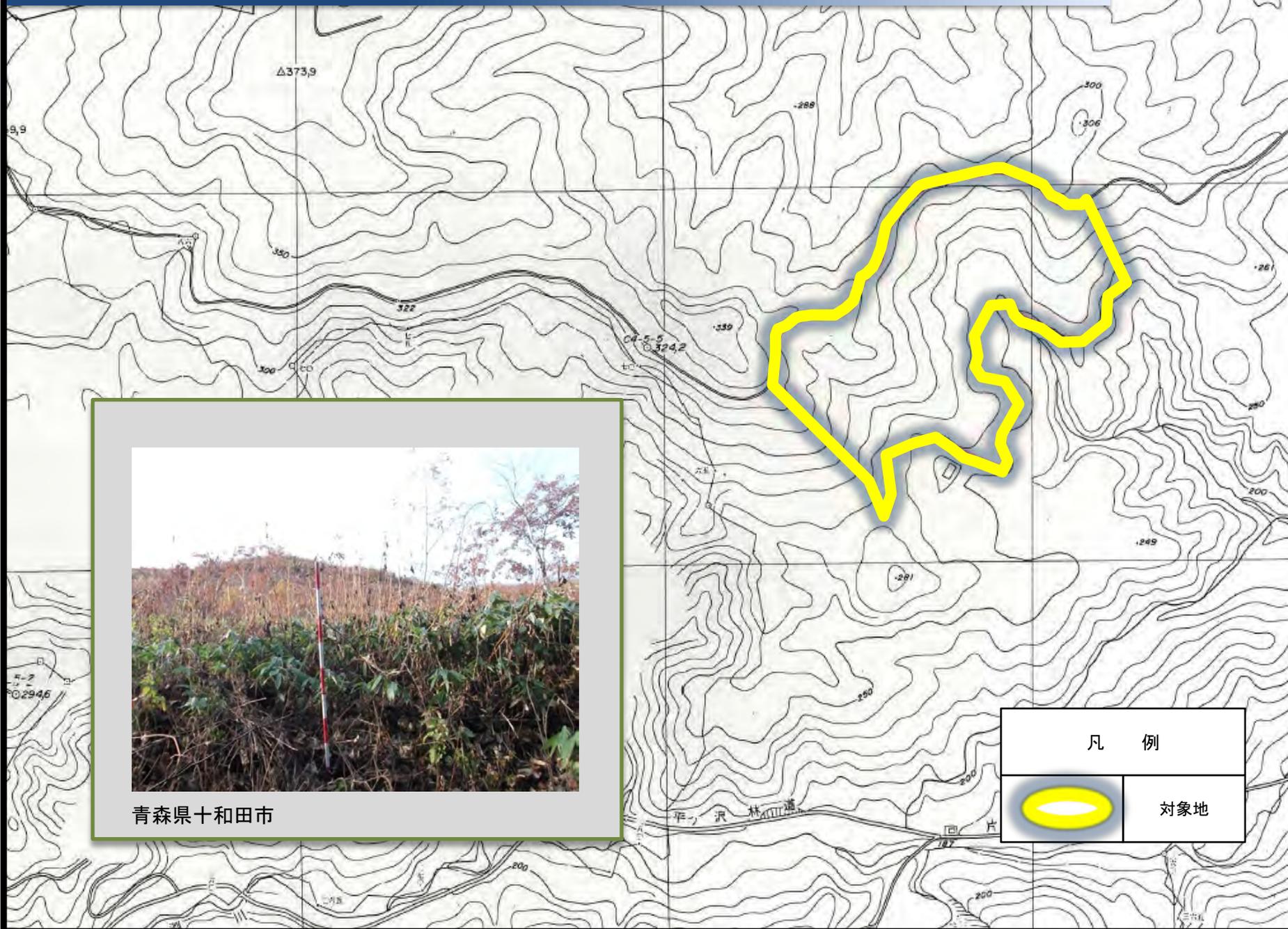


(2) 評価対象地の事例

新規採択箇所の現況 馬淵川広域流域【対象地番号：2】



青森県十和田市

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	2	区域名	馬淵川広域流域（青森県十和田市）
-------	---	-----	------------------

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である駒込川～奥入瀬川流域内に位置 等。 ・対象地の林況は、散生地。	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 42,677千円 総費用（C） 20,294千円 ・ B/C = 2.10 ①水源かん養便益 19,172千円 ②山地保全便益 19,100千円 ③環境保全便益 4,134千円 ④木材生産等便益 271千円	○
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定(水涵)、林況は散生地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は10ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（重要流域の駒込川～奥入瀬川流域内、上川目地区簡易水道施設の上流）。	○
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある上北森林組合を予定。	○
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は標高400m、平均傾斜15°～30°未滿、土壌BD(d)であり、スギ、カラマツの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。	○

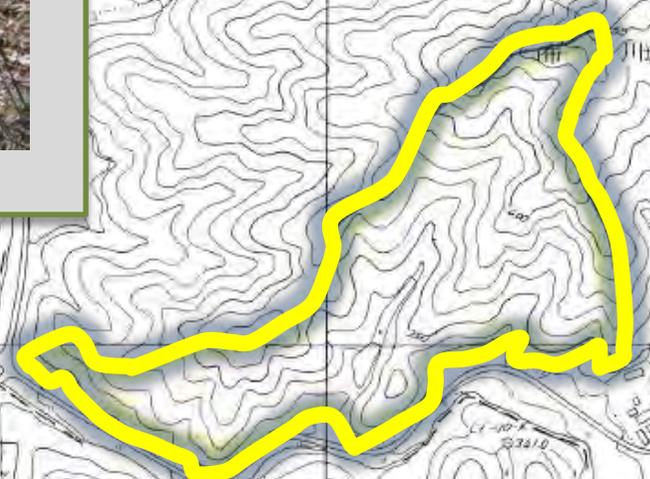
II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・三八上北地域森林計画、十和田市森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 -・・・該当しない ・計画なし	-

新規採択箇所の現況 阿武隈川広域流域【対象地番号：10】



福島県伊達市



凡 例	
	対象地

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	10	区域名	阿武隈川広域流域（福島県伊達市）
-------	----	-----	------------------

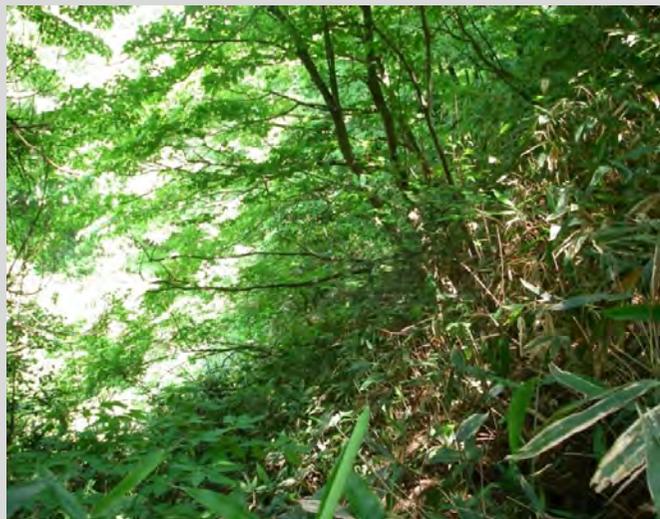
I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である阿武隈川流域内に位置 等。 ・対象地の林況は、粗悪林相地。	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 38,321千円 総費用（C） 20,252千円 ・ $B/C = 1.89$ ①水源かん養便益 16,367千円 ②山地保全便益 17,991千円 ③環境保全便益 3,662千円 ④木材生産等便益 301千円	○
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定（土流）、林況は粗悪林相地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は9ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（重要流域の阿武隈川流域内、月館簡易水道浄水場の上流）。	○
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある福島県北森林組合を予定。	○
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は標高450m、平均傾斜15°～30°未満、土壌BD(d)であり、スギ、ヒノキの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。	○

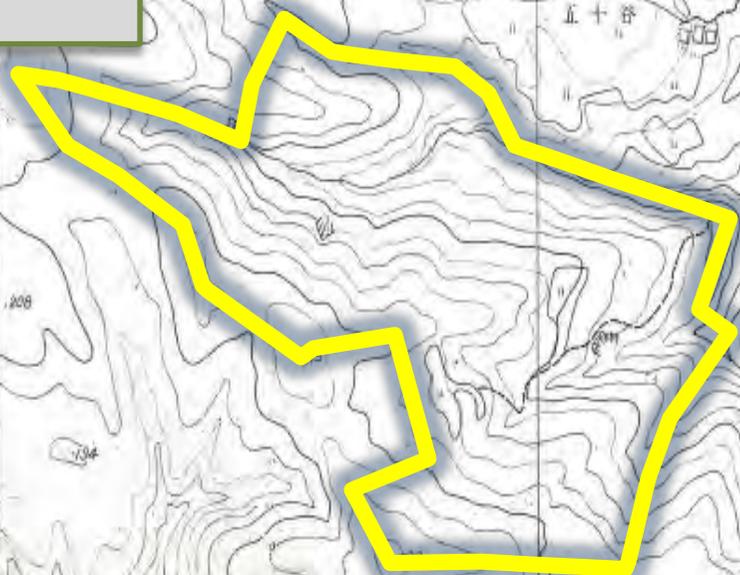
II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・阿武隈川地域森林計画、伊達市森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・他事業との連携について調整中である C・・上記A、B以外の計画である。 -・・該当しない ・計画なし	-

新規採択箇所の実況 神通・庄川広域流域【対象地番号：24】



富山県水見市



凡 例	
	対象地

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	24	区域名	神通・庄川広域流域（富山県氷見市）
-------	----	-----	-------------------

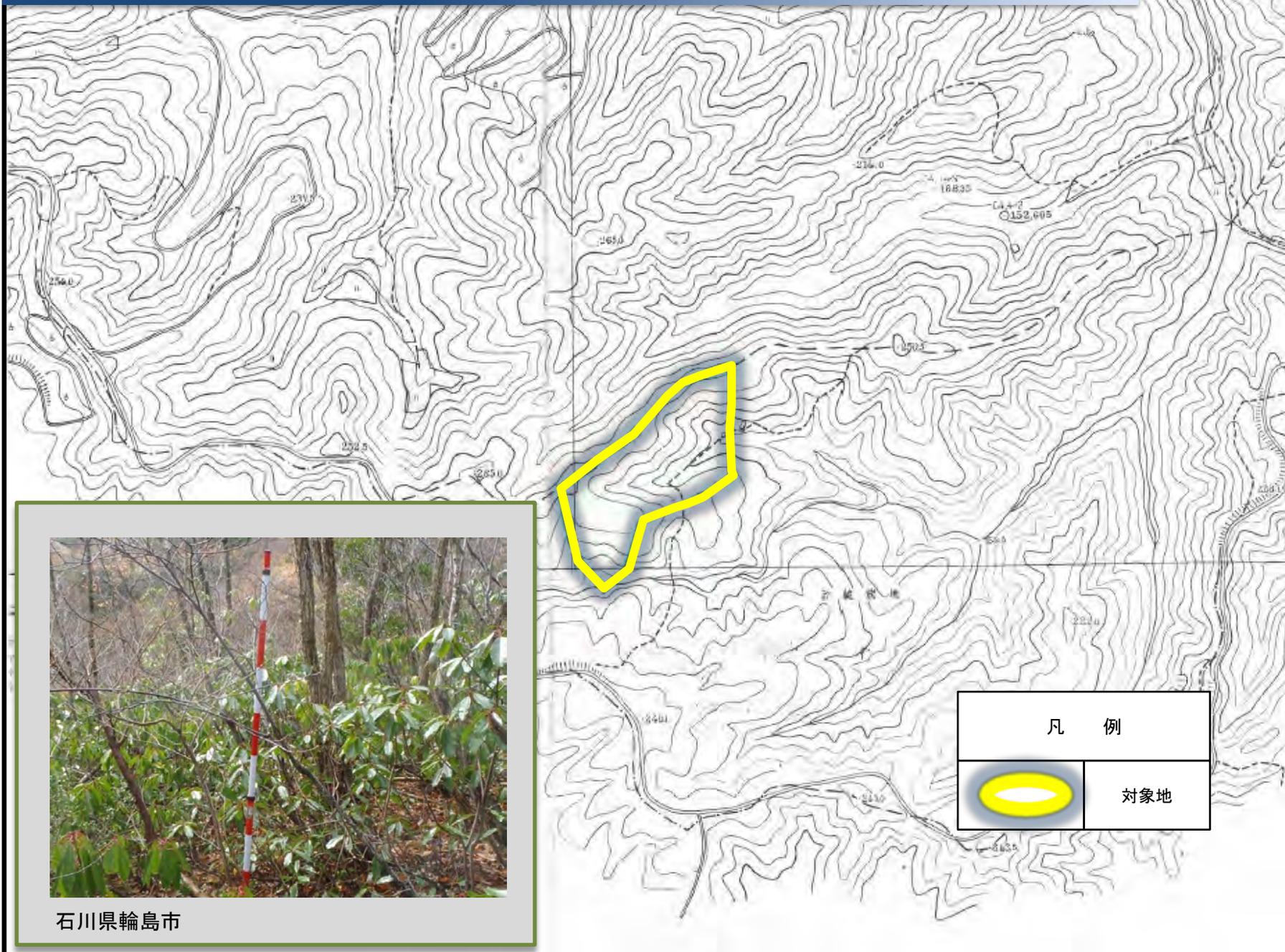
I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である庄川流域内に位置。 ・対象地の林況は、粗悪林相地。	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 77,822千円 総費用（C） 26,208千円 ・ $B/C = 2.97$ ①水源かん養便益 47,599千円 ②山地保全便益 25,246千円 ③環境保全便益 4,706千円 ④木材生産等便益 271千円	○
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定(水涵)、林況は粗悪林相地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は13ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（重要流域の庄川流域内）。	○
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある富山県西部森林組合を予定。	○
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は標高230m、平均傾斜15°～30°未滿、土壌BD(d)であり、スギの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。	○

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・庄内地域森林計画、氷見市森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 -・・・該当しない ・計画なし	-

新規採択箇所 の 現況 九頭竜川広域流域【対象地番号：28】



新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	28	区域名	九頭竜川広域流域（石川県輪島市）
-------	----	-----	------------------

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、大西山地区自家用水道施設の上流に位置。 ・対象地の林況は、粗悪林相地。	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 15,024千円 総費用（C） 6,485千円 ・ B / C = 2.32 ①水源かん養便益 8,116千円 ②山地保全便益 5,717千円 ③環境保全便益 1,112千円 ④木材生産等便益 79千円	○
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定(水涵)、林況は粗悪林相地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は3ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（大西山地区自家用水道施設の上流）。	○
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある能登森林組合を予定。	○
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は標高250m、平均傾斜15°～30°未滿、土壌BD(d)であり、スギ、ヒノキの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。	○

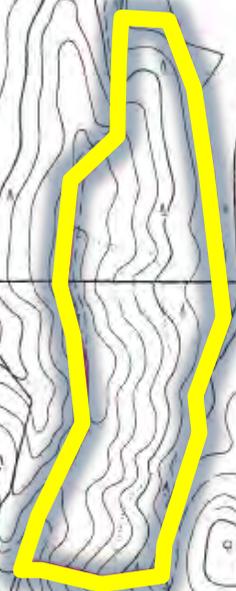
II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・能登地域森林計画、輪島市森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 -・・・該当しない ・計画なし	-

新規採択箇所の現況 円山・千代川広域流域【対象地番号：87】



鳥取県西伯郡大山町



凡 例	
	対象地

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	87	区域名	円山・千代川広域流域（鳥取県西伯郡大山町）
-------	----	-----	-----------------------

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である日野川流域内に位置等。 ・対象地の林況は、散生地。	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 34,048千円 総費用（C） 10,853千円 ・ B / C = 3.14 ①水源かん養便益 19,607千円 ②山地保全便益 11,929千円 ③環境保全便益 2,341千円 ④木材生産等便益 171千円	○
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定（土流）、林況は散生地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は6ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（重要流域の日野川流域内、中山地区上水道施設の上流）。	○
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある鳥取県中部森林組合を予定。	○
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は標高300m、平均傾斜30°以上、土壌BDであり、スギ、ヒノキの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。	○

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・日野川地域森林計画、大山町森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・他事業との連携について調整中である C・・上記A、B以外の計画である。 -・・該当しない ・計画なし	-

新規採択箇所の現況 遠賀・大野川広域流域【対象地番号：151】



福岡県豊前市



新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	151	区域名	遠賀・大野川広域流域（福岡県豊前市）
-------	-----	-----	--------------------

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、農業用水施設夕田池の上流に位置。 ・対象地の林況は、粗悪林相地。	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること 総便益（B） 40,696千円 総費用（C） 13,106千円 ・ B/C = 3.11 ①水源かん養便益 25,811千円 ②山地保全便益 11,449千円 ③環境保全便益 3,255千円 ④木材生産等便益 181千円	○
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定(水涵)、林況は粗悪林相地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は6ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（農業用水施設夕田池の上流）。	○
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある豊築森林組合を予定。	○
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は標高540m、平均傾斜15°～30°未滿、土壌BDであり、スギ、ヒノキの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。	○

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・遠賀川地域森林計画、豊前市森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 -・・・該当しない ・計画なし	-